

監 査 公 表

25みよし市監査委員公表第1号

平成25年3月21日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年5月13日

みよし市監査委員 倉 本 繁 八

同 近 藤 義 広

(別紙)

住民監査請求に基づく監査結果通知書

第1 請求の受付

平成25年3月21日

第2 請求人

(省略)

第3 請求の要旨

平成25年3月21日に提出された住民監査請求書によると、請求の要旨は次のように解される。

旧三好町(みよし市)は、20年近く前、不燃物埋立処分場に届出以外の廃棄物を投棄していたが、これを適正化する必要性がなかった為に、適正化工事などはされないまま処分場の運営は継続されていた。しかし、町議会議員(市議会議員)の提案をきっかけに、一転して、投棄された廃棄物を全て掘り起こすという適正化工事の実施が決定された。

旧三好町(みよし市)が毎年行っている水質検査において異常はない。また、愛知県からも掘り起こして処分するための工事を実施すべきとの指導はされていない。処分場は国の基準を満たしており、これまでの廃棄物の投棄自体には何ら違法性がない。処分場設置時の届出の不備の問題は別の問題である。

適正化工事の発端となった議員の提案理由は「この処分場の設備ではがれき以外には投棄できない。」「地主から約束違反で賠償請求されたら困るから」といったものであった。また、適正化工事実施の決定に関して、他の議員にも質問状を提出したが、工事の必要性に関する理由は得られなかった。なお、一部の議員から、今後、土壌や水質の汚染が否定できないなどの意見が出されたが、本件処分場は国が定めた構造基準を満たしており、抽象的な汚染の可能性があるという指摘はあたらないものであり、本件適正化工事のための公金の支出を適法ならしめるものではない。

この適正化工事は、法的な必要性、実施しなければいけない根拠がないうえ、一部の議員の間違った思い込みにも十分な検証がなく、予算が捻出されたといえる。これは、担当課の中で、旧三好町の過去の不祥事の清算をしたいといった思いがあったのかもしれない。

したがって、適正化工事については工事の必要性が全くないものである。この工事に関する費用が支出されることは、同時に市民には多額の損失が生じたこととなる。そもそも、違反を犯したのは職員であり、その付けを市民が負うのは言語道断である。

以上のことから、監査委員が市長に対し、適正化工事とそれに付随する業務を実

施した職員への損害賠償請求と工事決定に関わりこれに反対しなかった者への処分を勧告するよう求める。

第4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第2項に定める要件を具備していると認め、平成25年3月27日付で受理した。

第5 監査の対象事項

みよし市不燃物埋立処分場適正化工事とそれに付随する業務への支出について、その工事等が必要であり妥当であるかどうかについて監査を実施した。

「みよし市不燃物埋立処分場適正化工事とそれに付随する業務」については、みよし市不燃物埋立処分場適正化工事、みよし市不燃物埋立処分場適正化工事監理業務委託、一般廃棄物収集運搬業務委託、みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託、の4件を対象とした。

第6 証拠の提出及び陳述等

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年4月17日（水）午前10時00分から午前10時21分まで市役所の監査委員室において、請求人の請求に係る証拠（末尾1）の提出及び陳述（公開）の機会を設けこれを行った。

新たに、平成24年11月26日付の不燃物埋立処分場適正化工事に関する公開質問状について（回答）（写し）、平成7年度建設副産物実態調査結果、不燃物埋立処分場の土地の賃貸借契約書（写し）7部が証拠として提出された。

2 関係職員からの事情聴取等

平成25年4月22日（月）午前9時30分から午前11時3分まで環境経済部長、同次長、環境課長、同課副主幹から事情聴取を行った。

第7 監査委員が認定した事実

1 みよし市不燃物埋立処分場適正化工事について

みよし市不燃物埋立処分場適正化工事の予算については、平成23年度当初予算に23年度24年度継続費として総額295,000千円、実予算148,000千円が計上され、平成23年度3月補正予算にて執行残の減額がされている。また、平成24年度当初予算に119,869千円の実予算が計上され、3月補正予算にて減額がされている。なお、平成23年第3回みよし市議会定例会において工事請負契約締結の議案が承認されている。

契約金額は148,575,000円、契約締結日は平成23年9月21日、工期は平成23年9月22日から平成24年12月14日まで、工事の内容は不燃物埋立処分場に埋め立てられた不適正廃棄物を掘り起し、土砂及び不適正廃棄物を分離し選別を行ったものである。

平成23年度は、平成23年10月26日に前払金として15,000,000円、平成24年4月25日に平成23年度出来高として36,503,000円の金額が支出されている。また、平成24年度は、平成24年12月26日に97,072,000円が支出されている。

2 みよし市不燃物埋立処分場適正化工事監理業務委託について

みよし市不燃物埋立処分場適正化工事監理業務委託の予算については、平成23年度当初予算に23年度24年度継続費として総額295,000千円、実予算2,500千円が計上され、平成23年度3月補正予算にて執行残の減額がされている。また、平成24年度当初予算に3,140千円の実予算が計上され、3月補正予算にて減額がされている。

契約金額は4,830,000円、契約締結日は平成23年9月21日、工期は平成23年9月22日から平成24年12月14日まで、委託の内容は適正化工事の監理業務である。

平成23年度は、平成24年4月25日に平成23年度出来高として1,860,000円の金額が支出されている。また、平成24年度は、平成25年2月13日に2,970,000円が支出されている。

3 一般廃棄物収集運搬業務委託について

一般廃棄物収集運搬業務委託の予算については、平成23年度当初予算に実予算16,500千円が計上され、また、平成24年度当初予算に30,500千円の実予算が計上されている。

一般廃棄物収集運搬業務委託は単価契約で、平成23年度分は2件の契約があり、1件は契約締結日が平成23年11月24日、履行期間が平成23年11月25日から平成24年3月31日まで、もう1件は契約締結日が平成24年1月20日、履行期間が平成24年1月20日から平成24年3月31日までである。委託の内容は適正化工事で掘り起こした不適正廃棄物の処分先への運搬業務である。平成23年度は平成24年3月7日に1月分28,560円、平成24年3月28日に2月分341,040円、平成24年5月2日に3月分449,400円、合計819,000円が支出されている。

平成24年度分は契約締結日が平成24年4月1日、履行期間が平成24年4月1日から平成24年12月14日までである。委託の内容は平成23年度と同様で、適正化工事で掘り起こした不適正廃棄物の処分先への運搬業務である。平成24年度は平成24年6月6日に4月分185,850円、平成24年7月4日に5月分280,980円、平成24年8月8日に6月分280,980円、平成24年8月29日に7月分321,720円、平成24年10月10日に8月分376,950円、平成24年10月31日に9月分348,390円、平成24年12月5日に10月分374,640円、平成24年12月26日に11月分30,450円、平成25年1月9日に12月分16,380円、合計2,216,340円が支出されている。

4 みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託について

みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託は、平成23年4月6日に12,005,136円の金額が支出されている。なお、この委託料の支出から本件監査請求まで1年11ヶ月を経過している。

5 各工事・委託の事務手続きについて

各工事・委託の事務手続きについては、予算決算会計規則等に基づいて適正に処理されている。

6 みよし市不燃物埋立処分場に係る経過について

不燃物埋立処分場は、昭和60年10月に愛知県から認可通知がされ、昭和61年7月から搬入が開始された。本処分場に埋め立てできる廃棄物は、コンクリートがらのみとされており、それ以外のものの埋め立ては認められていなかったにもかかわらず、本来埋め立てができない粗大ごみ等が埋め立てられた。

みよし市関係部局から事情聴取したところによれば、粗大ごみ等は、昭和62年頃から平成8年11月までみよし市（旧三好町）職員によって不燃物埋立処分場に埋め立てられていたとのことである。当時、粗大ごみの収集は三好町が直営で行っており、各行政区ごとに指定された年3回の日曜日に集積所（地区公民館等）に排出された全ての粗大ごみを月曜日のうちに尾三衛生組合東郷美化センターへ搬入処分していた。しかし、急激な粗大ごみの増大に伴って月曜日のうちに東郷美化センターへ搬入処理することが困難になり、その対処に迫られやむなく同センター休業日の日曜日に不燃物処分場に搬入処理したとのことである。

平成7年に三好町議会議員からの指摘によって是正措置がされることとなり、愛知県の指導に従って、粗大ごみ等の埋め立てが中止された。併せて、本来の搬入廃棄物であるコンクリートがらのみの埋め立てが行われることになり、以降、平成20年まで適正に管理されていた。毎年実施する水質検査においては異常はみられなかった。その後、平成20年12月に三好町議会議員の一般質問で処分場の適正化が取り上げられ、平成20年12月11日以後はコンクリートがらについても処分場への埋め立てを中止し、平成21年度にボーリング調査、平成22年度に適正化工事設計委託を実施し、平成23年度及び平成24年度において適正化工事を実施したものである。

7 みよし市不燃物埋立処分場適正化工事と付随する業務の必要性について

みよし市関係部局から事情聴取したところによれば、「平成20年12月に町議会議員から不燃物埋立処分場に埋め立てられている粗大ごみ等の処理と撤去をすべきとの一般質問での提案があり、市としても積極的に工事を実施することが、住民の意向に沿うものと考え、また、現状のままの状態にしておけば将来再び環境面での問題が起きることが懸念され、住民の不安を取り除くことを優先した結果、適正化工事を実施することが適当であると判断した。」とのことである。

第8 監査委員の判断

1 同一内容の監査請求について

最高裁判例では、監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として同一請求人が再度の住民監査請求をすることは許されないこととされている。

本件監査請求は、平成24年8月6日付で提出された監査請求の対象と同一の財務会計上の行為又は怠る事実であるが、請求人は個人であり、市民団体として請求した8月6日付の監査請求と同一の請求人とは認められないことから、新たな違法・不当事由について監査することとした。

2 監査請求の請求期間について

地方自治法242条2項本文は、住民監査請求は、その財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求を提起することができないものと定めている。

本件請求人が監査対象とする「みよし市不燃物埋立処分場適正化工事、またそれに付随する業務」に該当する業務のうち、みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託については平成23年4月6日の委託料の支出から本件監査請求まで1年11ヶ月を経過しており、1年を経過したことについての「正当な理由」の申し出もないことから、住民監査請求を提起することができないものであると判断する。

3 みよし市不燃物埋立処分場適正化工事と付随する業務の必要性について

本件請求は、本件適正化工事を実施するとした判断が、地方自治法2条14項、地方財政法4条に違反することを前提としている。地方公共団体が事業を実施することは、当該事業を実施する目的やその必要性、実施に至る経緯、社会的要因その他諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、上記のような諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときは当該支出が違法となると解される。以下必要性、諸般の事情について検討する。

請求人は、本件処分場は国が定めた技術上の基準を満たしている処分場であるため、これまでの廃棄物の投棄自体に違法性はなく、適正化工事の必要性がない旨の主張をしている。

しかしながら、不燃物埋立処分場は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（以下「基準を定める命令」という。）1条1項に規定する一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づいて設置することとされている。1条1項5号は「埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地についてはこの限りでない。」と規定している。このただし書きは、コンクリートくず等公共の水域及び地下水の汚染を生じさせる恐れのない廃棄物のみを埋立処分を行う最終処分場が該当するとされ、みよし市不燃物埋立処分場はこの規定の適用を受ける施設である。このため、一

一般廃棄物全般に対しては、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止措置の面で国の基準を満たしているとは言えず、みよし市不燃物埋立処分場に不適正廃棄物をそのままの状態にしておいた場合には、今後環境面で問題が生じる可能性を否定できない。

本件適正化工事は処分場に埋め立てられた不適正廃棄物を掘り起こして選別し、適正な処分を行うための工事であり、今後の土壌や地下水等の汚染の可能性を排除するとともに住民の不安を取り除く効果があると考えられることから住民の福祉増進に必要な事業であると認められる。また、適正化工事を実施することで平成20年12月11日以後中止している不燃物埋立処分場への廃棄物搬入が可能となり、利用者の利便性の面も改善がされる。

国においては、市町村の設置する一般廃棄物最終処分場について、その実態を調査したところ、多くの処分場において基準を定める命令に規定する遮水工又は浸出液処理設備が設置されていないことが明らかとなったとして、速やかに必要な改善が図られるよう指導されたい旨平成10年3月5日付で都道府県知事・政令市市長あてに通知をしている。また、廃棄物の量の増大、廃棄物の質の多様化に伴う安定型最終処分場の浸出水から有害物質が検出されるなど、各地で最終処分場を巡るトラブルが発生したこと等を受けて、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場の構造・維持管理基準を強化・明確化する等の基準を定める命令の一部改正が平成10年6月17日から施行されており、処分場への指導強化、構造・維持管理基準の強化・明確化が図られてきている。こうした国・県の状況のなか、平成20年12月の三好町議会一般質問において処分場の適正化が提案されたものであり、環境保全に努め環境行政を率先して推進する立場の市として、自主的に適正化工事を実施し不適正廃棄物を適正に処理する必要があったと認められる。

本件適正化工事は住民の代表である議員からの提案をきっかけに、予算議案審議、工事締結議案審議、必要な議決を経て事業が実施されており、市民の意向に沿った事業の実施であったと認められる。請求人は、市議会議員への質問状に対する回答について、「本件処分場は国が定めた構造基準を満たしており、抽象的な汚染の可能性があるという指摘はあたらない。」としているが、上述のとおり、一般廃棄物全般に対しては、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止措置の面で国の基準を満たしているとは言えず、みよし市不燃物埋立処分場に不適正廃棄物をそのままの状態にしておいた場合には、今後環境面で問題が生じる可能性を否定できない。

本件処分場用地の土地賃貸借契約書には、「不燃物埋立処分場用地及びこれに必要な付帯施設の用地として使用する」と記載されている。埋め立てられた粗大ごみ等不適正廃棄物には不燃物以外のものも含まれており、これらを撤去せず、そのままにしておくことは、契約に違反し地主の市に対する信頼を失う恐れがある。さらに、上述のとおり不適正廃棄物をそのままの状態にしておいた場合には、今後環境面で問題が生じる可能性を否定できず、何か問題が生じれば市に責任を

問われることも考えられる。

以上のとおり、諸般の事情を総合的に考慮した結果、みよし市の適正化工事実施の判断については、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであったとすることはできない。

第9 結論

上述のとおり慎重に監査を行い、合議により次のように決定した。

みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託を除く本住民監査請求は、理由がないと認めこれを棄却する。

本件請求のうち、みよし市不燃物埋立処分場適正化設計業務委託については、公金の支出から監査請求時まで1年11ヶ月を経過しているため、これを却下する。

末尾1 請求書添付書面等目録

1 請求書添付文書

番号	資料題名
1	(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部抜粋 現在のもの
2	(2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部抜粋 当時のもの 写し
3	(3) 住民監査請求に基づく監査結果通知書 2～4頁 平成24年10月3日通知
4	(4) 不燃物処分場適正化工事に関する公開質問状 みよし市長あて 平成24年11月19日付 原稿
5	(5) 不燃物埋立処分場適正化工事に関する公開質問状について(回答) みよし市長から 平成24年12月10日付 写し
6	(6) 不燃物処分場適正化工事に関する公開質問状 みよし市議会議員あて 平成25年1月28日付 原稿
7	(7) 不燃物処分場適正化工事に関する公開質問状に対する回答 みよし市議会議員から 2013. 2. 20付 写し
8	(8) 公開質問状に対する回答 みよし市議会議員から 写し
9	(9) 質問状 提出議員一覧
10	(10) 平成20年 第4回定例会 三好町議会会議録 62、63頁 写し
11	(11) 埋立処分計画書(ハ) 写し

2 陳述における添付資料(追加)

番号	資料題名
1	(12) 不燃物埋立処分場適正化工事に関する公開質問状について(回答) みよし市長から 平成24年11月26日付 写し
2	(13) 平成7年度建設副産物実態調査結果
3	(14) 土地賃貸契約書 写し 平成15年のもの4部、平成18年のもの1部、平成19年のもの1部、平成21年のもの1部

末尾2 関係職員疎明資料等目録

○環境経済部環境課

番号	資料題名
1	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事 工事完了提出書類一式
2	処分場水質検査の結果 写し 平成24年12月分から平成25年3月分まで

※その他 平成24年8月6日付で提出された住民監査請求に係る資料